

日本海外移住振興株式会社定款

日本海外移住振興株式会社



国際協力事業団

受入 月日	'87.12.18	000
登録 No.	08824	23.4 E区

マイクロ  
フィルム作成

# 日本海外移住振興株式会社定款

(昭和30年9月27日)

改正 昭和30年12月28日

昭和31年5月25日

昭和31年12月10日

昭和32年4月8日

昭和33年2月24日

昭和34年5月27日

昭和35年5月28日

JICA LIBRARY



1040639[5]

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 本会社は、日本海外移住振興株式会社法により設立し、日本海外移住振興株式会社と称する。

2 前項の商号は、英文では Japan Emigration Promotion Co., Ltd. とする。

### (目 的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 外国へ移住する者に対し、渡航費を貸し付けること。
2. 外国において移住者及びその団体の行う農業、漁業、工業その他の事業に必要な資金の貸付を行うこと。
3. 外国において農業、漁業、工業その他の事業を行う者で、本邦から移住する者をその事業に受け入れるものに対し、その事業に必要な資金を貸し付け、及び投資すること。
4. 外国において本邦から移住する者を受け入れて農業、漁業、工業その他の事業を行うこと。
5. 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

### (本店及び支店の所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都千代田区に置き、支店をパラグアイ共和国アスンシオン市及びアルゼンチン共和国ブエノスアイレス市に置く。

(公告の方法)

第4条 本会社の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(株式の総数)

第5条 本会社の発行する株式の総数は、6,000,000株とする。

(額面株式1株の金額)

第6条 本会社の発行する株式は、額面株式とし、1株の金額は、500円とする。

(株券の種類)

第7条 本会社の発行する株式は、記名式とし、その株券の種類は1株券、10株券、100株券、1,000株券、10,000株券及び100,000株券の6種とする。

(株式取扱規則)

第8条 本会社の株式の名義書換、質権の得喪、株券の再発行、信託財産の表示及び抹消その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。

(届 出)

第9条 株主、登録質権者又はその法定代理人もしくは代表者が日本国内に住所又は居所を有しないときは、日本国内に仮住所又は常任代理人を定め、これを本会社に届け出るものとする。その変更があつたときも同様とする。

2 前項の届出をしない者に対しては、そのために生じた損害については、本会社は、その責に任じない。

## 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第10条 本会社の定時株主総会は、毎年5月、臨時株主総会は必要がある場合に隨時、取締役会の決議に基いて、社長がこれを招集する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議 長)

第11条 株主総会の議長は、社長がこれに當る。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(決議方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定がある場合の外は、出席した株主の議決権の過半数をもつて行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主又は法定代理人は、本会社の株主に委任して、その議決権を行使することができる。但し、株主が政府又は法人である場合には、政府職員又は法人の役員若しくは従業員をして議決権を行使せしめることができる。

2 前項の場合においては、総会毎にあらかじめ本会社に委任状を提出しなければならない。

#### 第 4 章 役員及び取締役会

(取締役の選任決議)

第14条 取締役の選任の株主総会には、発行済株式の総数の3分の1以上に当る株式を有する株主の出席を要し、その決議は、議決権の過半数をもつてする。

2 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第15条 取締役の任期は、就任後第2回の定期株主総会終結のときまでとする。

2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は他の取締役の残任期間と同一とする。

(社長、専務取締役及び常務取締役の選任及びその権限)

第16条 本会社に、代表取締役として社長1名をおく。

2 本会社に、専務取締役1名、常務取締役若干名をおく。

3 専務取締役は、社長を補佐し、社長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 常務取締役は、社長を補佐し、取締役会の定めるところにより、業務を分掌する。

(取締役会)

第17条 取締役会に関する事項は、取締役会規程による。

2 取締役会を招集するには、会日より3日前に各取締役にその通知を発するものとする。

但し、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

(相談役及び顧問)

第18条 本会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問若干名を置くことができる。

(監査役の任期)

第19条 監査役の任期は、就任後第1回の定時株主総会終結のときまでとする。

2 第15条第2項の規定は、監査役に準用する。

## 第5章 計 算

(営業期)

第20条 本会社の営業年度は、一営業期とし、4月1日から翌年3月31日までとする。

(利益配当)

第21条 株主配当金は、毎決算期において株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。

2 前項の配当金については、株主が受領遅滞の日から起算して3年以内に受領しないときは、本会社は支払の義務を免れる。

3 株主配当金には、前項の期間内であつても利息を附さない。

(政府所有株式の後配)

第22条 本会社は、毎営業年度における配当ができる利益金額が政府以外の者の所有する株式の額面総額に対し年100分の6の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益の配当を行わない。

2 本会社は、政府以外の者の所有する株式の額面総額に対し年100分の6の割合をこえて利益の配当をする場合は、その割合をこえて配当ができる利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては1、政府の所有する株式に対しては4の割合で配当する。但し、政府の所有する株式に対する利益の配当が年100分の8の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

## 附 則

(設立に際して発行する株式)

第23条 本会社の設立に際して発行する株式の総数は350,000株とする。

(設立の際の出資)

第24条 本会社の設立に際し、政府は、100,000,000円を出資し、これに対し200,000株を割り当てる。

(最初の営業期)

第25条 本会社の最初の営業期は、本会社成立の日から昭和31年3月31日までとする。

(最初の取締役の任期)

第26条 本会社の最初の取締役の任期は、その就任後第1回定時株主総会終結のときまでとする。

(設立費用)

第27条 本会社の設立費用は、3,000,000円以内とする。

